

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年10月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 高田西ショッピングセンター
所在地 上越市大字飯721-2
設置者 株式会社一小イチコ
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 計1,645平方メートル
(変更後) 計2,096平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
(変更前) 計154台
(変更後) 計83台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・収容台数 計18台
(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・収容台数 計28台
 - ウ 荷さばき施設の位置
(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・容量 計2.61立方メートル
(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・容量 計11.76立方メートル
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・株式会社ひらせいホームセンター
(変更前) 午前9時30分から午後10時
(変更後) 午前9時30分から午後11時
・株式会社マツモトキヨシ甲信越販売
(変更前) 午前9時00分から午後9時
(変更後) 午前9時00分から午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後10時30分
(変更後) 午前8時30分から午後11時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前)・数 3箇所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後)・数 5箇所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
・荷さばき施設No.2
(変更前) 午前9時から午後5時

(変更後) 午前6時から午後9時

- 3 変更年月日
平成27年5月27日
- 4 届出年月日
平成26年9月26日
- 5 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間
平成26年10月7日から平成27年2月7日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp